

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
北茨城市	関本地区 (小川・才丸・富士ヶ丘・八反・ 関本上・福田・関本中)	令和4年2月28日	平成31年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	361.61 ha
小川	56.83 ha
才丸	19.39 ha
富士ヶ丘	90.42 ha
八反	12.10 ha
関本上	69.78 ha
福田	62.09 ha
関本中	51.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農業者(農地所有者又は耕作者)の耕作面積の合計	275.85 ha
小川	39.22 ha
才丸	14.68 ha
富士ヶ丘	65.88 ha
八反	5.92 ha
関本上	58.51 ha
福田	53.09 ha
関本中	38.55 ha
③地区内における65才以上の農業者(農地所有者又は耕作者)の耕作面積の合計	223.44 ha
小川	34.38 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	4.00 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	7.88 ha
才丸	14.76 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	4.73 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	1.41 ha
富士ヶ丘	49.29 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	12.46 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	4.73 ha
八反	4.65 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	1.28 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	1.30 ha

関本上	48.02 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	11.37 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	3.38 ha
福田	41.64 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	5.15 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	4.68 ha
関本中	30.70 ha
i うちアンケート調査等に「後継者未定(後継者がいない)」と回答した農業者の耕作面積の合計	7.97 ha
ii うちアンケート調査等の回答がなく後継者の有無について不明の農業者の耕作面積の合計	4.88 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	14.98 ha
小川	2.60 ha
才丸	1.98 ha
富士ヶ丘	3.00 ha
八反	0.00 ha
関本上	5.40 ha
福田	2.00 ha
関本中	0.00 ha
<p>〔地区内集落の特性〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小川 田30.52ha(53.7%)／畑26.31ha(46.3%) ・才丸 田13.72ha(70.8%)／畑5.67ha(29.2%) ・富士ヶ丘 田65.29ha(72.2%)／畑25.13ha(27.8%) ・八反 田7.29ha(60.2%)／畑4.81ha(39.8%) ・関本上 田41.07ha(58.9%)／畑28.70ha(41.1%) ・福田 田53.09ha(85.5%)／畑9.00ha(14.5%) ・関本中 田40.73ha(79.9%)／畑10.27ha(20.1%) <p>〔アンケート調査〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度において農業委員会が主体となり《農地の利用意向に関する調査》を実施した。 ・アンケートの送付対象者は所有する農地の合計面積が1,000㎡を超える者である。 	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

<p>【小川】</p> <p>65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は11.88haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は2.60haで不足しているため、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成及び確保に取り組む必要がある。</p>
<p>【才丸】</p> <p>65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は6.14haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は1.98haで不足しているため、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成及び確保に取り組む必要がある。</p>
<p>【富士ヶ丘】</p> <p>65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は17.19haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は3.00haで不足しているため、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成及び確保に取り組む必要がある。</p>

<p>【八反】 65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は2.58haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は0.00haで不足しているため、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成及び確保に取り組む必要がある。</p>
<p>【関本上】 65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は14.75haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は5.40haで不足しているため、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成及び確保に取り組む必要がある。</p>
<p>【福田】 65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は9.83haである。今後、中心経営体が農地の引受けの意向がある耕作面積の合計は2.00haで不足しているため、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成及び確保に取り組む必要がある。</p>
<p>【関本中】 65歳以上で後継者未定もしくは不明の農業者の耕作面積の合計は12.85haである。農地の引受けの意向がある中心経営体が全くない状況であるため、新たな農地の受け手となる中心経営体の育成及び確保に取り組む必要がある。</p>

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>【小川】 農地利用は稲作及び牧草を主としており、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、担い手不足が懸念されるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>【才丸】 農地利用は稲作を主としており、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、担い手不足が懸念されるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>【富士ヶ丘】 農地利用は稲作を主としており、中心経営体である認定農業者3経営体が担っているが、中山間地域特有の耕作環境が起因となり、深刻な担い手不足に陥っている。基盤整備事業の早期実現を目指すとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>【八反】 農地利用は稲作を主としており、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、担い手不足が懸念されるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>【関本上】 農地利用は稲作を主としており、中心経営体である認定農業者3経営体が担うほか、担い手不足が懸念されるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>【福田】 農地利用は稲作を主としており、中心経営体である認定農業者2経営体が担うほか、担い手不足が懸念されるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
<p>【関本中】 農地利用は稲作を主としているが、担い手不足が懸念されるため、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>〔農地中間管理機構の活用方針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業をリタイア・経営転換する人については、農地中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていくこととする。 ・農業委員会(農業委員・農地利用最適化推進委員)と連携し、各地区の農地の利用意向についての情報を共有し、農地中間管理機構を通じた中心経営体への農地の集積・集約化に取り組む。
<p>〔土地改良事業等の取組方針〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業等を実施する場合は、中心経営体へ農地を集積・集約化することとする。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲、花き、花木	1.40 ha	水稲、花き、花木	1.70 ha	小川
認農	B	肉牛、牧草	7.70 ha	肉牛、牧草	10.00 ha	
認農法	C	肉牛肥育、牧草	13.40 ha	肉牛肥育、牧草	13.40 ha	
認農	D	水稲	0.02 ha	水稲	2.00 ha	才丸
認農	E	水稲、果樹、ワサビ、野菜	0.62 ha	水稲、果樹、ワサビ、野菜	0.62 ha	富士ヶ丘
認農	F	水稲	4.60 ha	水稲	4.60 ha	
認農法	G	牧草	0.00 ha	牧草	3.00 ha	
認農	F	水稲	1.50 ha	水稲	1.50 ha	八反
認農法	H	かんしょ	5.00 ha	かんしょ	10.00 ha	関本上
認農	I	水稲、野菜	1.20 ha	水稲、野菜	1.60 ha	
認農	F	水稲	1.90 ha	水稲	1.90 ha	
認農	J	水稲	11.62 ha	水稲	13.62 ha	福田
認農	F	水稲	2.30 ha	水稲	2.30 ha	
計	10経営体		51.26 ha		66.24 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、この4類型以外で農地の利用集積・集約化に積極的に取り組む意欲がある者を「その他」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。